

I 公害対策

(1) 環境保全（公害防止）協定

公害の発生を未然に防止するため、昭和62年より「蒲郡市公害防止等環境保全に関する指導要綱」を定め、工場・事業所に対する指導を行っています。これにより、現在11社と公害防止協定を結び、定期的な立入調査指導を行っています。また、平成27年12月の要綱改正に伴い、新たに締結が必要な企業及び公害防止協定の内容の変更が必要な企業については、随時環境保全協定の締結を行っています。

環境保全（公害防止）協定締結企業

企業名	営業品目	締結年月日
日新化成工業(株)	化学肥料製造	昭和47年11月21日
竹本油脂(株)本社工場	界面活性剤製造	昭和49年1月21日
積水ナノコートテクノロジー(株)	染色整理	昭和50年5月20日
ミンテックジャパン(株)蒲郡工場	不定形耐火材製造	昭和61年6月3日
コーベベビー(株)	貸おむつ、クリーニング	昭和62年4月1日
愛知海運(株)蒲郡支店	港湾運送（堆肥化事業）	平成7年10月9日
日本通運(株)豊橋支店 (株)エネルギー総合開発研究所	プラスチック燃料の保管	平成12年11月27日
マルカ建設(株)	産業廃棄物処理	平成15年10月22日
(株)日邦	産業廃棄物処理	平成17年7月13日
(株)トウカイバイオ	産業廃棄物処理	平成19年7月10日
(有)ビソー環境	産業廃棄物処理	平成24年1月17日
(株)オティックス幡豆	自動車部品製造	平成28年3月18日
愛知蒲郡バイオマス発電合同会社	バイオマス発電	令和元年11月26日
株式会社近藤鐵工所	A T C 装置の製造	令和3年8月2日
株式会社丹羽鉄工所	自動車部品製造	令和5年3月24日

(2) 蒲郡市公害防止等環境保全に関する指導要綱

（目的）

第1 この要綱は、蒲郡市における公害発生を防止し、環境を保全するための基本的な事項を定め、地域住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において「公害」とは、事業活動その他の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又

は生活環境に係る被害が生ずることをいい、「環境保全」とは、大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。

(事業者の責務)

第3 蒲郡市内において事業活動を行う者（以下「事業者」という。）は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずると共に、市が実施する公害防止等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境保全協定)

第4 市長は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第2条に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）を設置する者その他の公害防止等の環境保全を推進するために必要と認める者との間に、公害を防止し、環境を保全するための協定（以下「環境保全協定」という。）を締結するものとする。

2 環境保全協定は、市長が必要と認める事項について定めるものとする。

(立入調査)

第5 市長は、環境保全協定を締結する者に対し、公害発生のおそれのある施設の使用状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は関係職員による立入調査を行うことができる。

(勧告)

第6 環境保全協定を締結する者が、当該協定で定める公害の防止策を遵守しないとき、又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると市長が認めるときは、市長は、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(公表)

第7 環境保全協定の締結が必要であると市長が認める者又は環境保全協定を締結する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その旨を公表することができるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、環境保全協定を締結する者に意見を述べる機会を与えるものとする。

- (1) 第4の規定による環境保全協定の締結を拒否したとき。
- (2) 環境保全協定を締結する者が第5の報告の求めに応じないとき。
- (3) 関係職員による当該事業所への立入調査を理由無く拒否したとき。
- (4) 第6の規定による勧告に従わなかったとき。

附 則

この要綱は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。